

函館市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、会計部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、山田潤一前監査委員、植松直前監査委員、斉藤明男前監査委員および松宮健治前監査委員が監査を行ったものである。

令和元年6月3日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	板	倉	一 幸
函館市監査委員	藤	井	辰 吉

## 平成30年度 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部局

会計部

### 2 監査の対象

平成30年4月1日から平成30年10月31日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 3 監査の期間

平成30年12月21日から平成31年3月25日まで

### 4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 出納員および会計員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 会計管理者保管現金日報は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

#### (3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

## 5 監査の結果

監査の対象とした事務は、いずれも適正に執行されていた。